別紙様式第２号（第６条第２項関係）

省エネルギー等対策取組計画（令和元事業年度）

住　所：　　　　　　　　　　　氏　名：　　　　　印

 １．燃油使用量削減等の取組目標　（いずれか一つの目標に○印を記載 （※１））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）10a当たり燃油使用量を削減する目標 |  |  |
| （２）単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標 |  |  |
| （３）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標 |  |  |

　２．経営状況及び取組目標値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ●経営する温室加温面積　（品目：　　　　　　　　　　） |  | ａ |

　　※全事業参加者必須

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ●上記温室における年間燃油使用量（現在使用量）（※２） |  | Ｌ |

※全事業参加者必須。燃油使用量は、温室の加温に用いるＡ重油を基本とするが、灯油の場合は使用量にＡ重油への換算係数（0.939）を乗じて算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ●上記温室における年間燃油使用量（目標使用量）（※３、※４） |  | Ｌ |

※取組目標1.(1)及び1.(2)に○印を記載した事業参加者のみ記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ●上記温室における年間生産量（現在生産量）（※５） |  | ｔ |

　※取組目標1.(2)に○印を記載した事業参加者のみ記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ●上記温室における年間生産量（目標生産量）（※４） |  | ｔ |

　※取組目標1.(2)に○印を記載した事業参加者のみ記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ●経営における燃油コストの変動抑制量（目標抑制量）（※４） |  | Ｌ |

　※取組目標1.(3)に○印を記載した事業参加者のみ記載。

ただし、支援対象者が一体的に取り組む場合は、記載不要。

 ３．目標達成の取組手段（○印を記載した目標に対して記載）

**(１)10a当たり燃油使用量を削減する目標に取り組む場合**

|  |  |
| --- | --- |
|  | * 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)
 |

|  |  |
| --- | --- |
| 燃油使用量 | 省エネ設備導入計画 |
| 現在 | 目標 | R（H）事業年度 | R（H）事業年度 | R（H）事業年度 |
| Ｌ | Ｌ | 　 | 　 | 　 |
| 台 | 台 | 台 |
| a | a | a |
| （参考） |
|

（注）省エネ設備導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

（注）省エネ設備の定義については、本対策で平成27事業年度まで実施していた「施設園芸省エネ設備リース導入支援事業」で定義していた設備（ヒートポンプ、循環扇、被覆資材 等）とする。

（注）施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及び省エネ設備導入以外の手段で燃油使用量の削減に取り組む場合は、（参考）欄に具体的な取組手段（例として、低温適応性品種への転換や燃料消費率の高い石油燃料焚き加温機の導入 等）を記載する。

**(２)単位生産量当たり燃油使用量を削減する目標に取り組む場合**

|  |  |
| --- | --- |
|  | * 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 燃油使用量 | 生産量 | 省エネ設備・生産性向上設備導入計画 |
| 現在 | 目標 | 現在 | 目標 | R（H）事業年度 | R（H）事業年度 | R（H）事業年度 |
| L | L | t（　　L/ｔ) | t（　　L/ｔ) | 　 | 　 | 　 |
| 台 | 台 | 台 |
| a | a | a |
| （参考）　 |
|

（注）省エネ設備・生産性向上設備（炭酸ガス発生装置、環境制御盤 等）導入計画の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

（注）重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

（注）生産性向上設備の導入以外の手段で生産量の向上に取り組む場合は、（参考）欄に具体的な取組手段（例として、多収性品種への転換や栽培技術の改善 等）を記載する

（注）省エネ設備・生産性向上設備導入計画のうち省エネ設備に係る記載については、３．（１）の（注）に準ずるものとす

る。

**(３)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制する目標に取り組む場合**

|  |  |
| --- | --- |
|  | * 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 燃油使用量（現在） | 燃油コストの変動抑制量（目標） | 変動抑制取組計画 |
| R（H）事業年度 | R（H）事業年度 | R（H）事業年度 |
| L | Ｌ | （参考）　 |
|
|

（注）支援対象者が一体的に取り組む場合（例えば、支援対象者としてA重油備蓄タンクを整備している場合 等）は、燃油コストの変動抑制量（目標）及び変動抑制取組計画の記載は不要とする。

（注）変動抑制取組計画の（参考）欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃油コストの変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

 ４．施設園芸セーフティネット構築事業への加入

|  |
| --- |
| ●　施設園芸セーフティネット構築事業：○事業年度　（該当箇所に○印を記入） |
|  | * 申請（更新）する
 |  | * 申請（更新）しない
 |

|  |
| --- |
| ●　施設園芸セーフティネットの積立方式 （いずれかを選択し○印を記入） |
| 対象油種 | 積立方式 | 積立単価① | 選択 |
| Ａ重油 | 130％積立 | 12.7円／リットル |  |
| 150％積立 | 29.6円／リットル |  |
| 灯油 | 130％積立 | 13.5円／リットル |  |
| 150％積立 | 31.4円／リットル |  |

|  |
| --- |
| ●　施設園芸セーフティネットの対象となる燃油購入予定数量（㍑） ※施設園芸セーフティネットの対象となる燃油購入予定数量は、灯油の場合は、Ａ重油の換算は行わずに記入する。 |
| ○事業年度（○年　　月～○年　　月分） | 計② |
|  |  | ㍑ |
| 積立予定額（積立単価①×燃油購入予定数量②×1/2）100円単位で切捨て |  |
|  |  | 円 |

**＜記入上の注意＞**

(※１)　同一支援対象者に属する事業参加者の取組目標は統一すること。

省エネルギー推進計画（旧名称）を最初に策定してから、３年を経過していない支援対象者及び新規の支援対象者に属する事業参加者は、1.(1)を取組目標とすること。

(※２)　過去の加温年度における燃油使用量の７中５平均値（過去７年間の燃油使用量のうち最大使用量１年分と最小使用量１年分を除いた５年の平均燃油使用量）とし、困難な場合は、直近７カ年で整理可能な加温年度（３年以上）の平均値とする。また、地域において標準的な燃油使用量（品目別）が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。

　　　　なお、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、３年を経過した支援対象者に属する事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃油使用量を省エネルギー等対策推進計画の現在使用量とすること。ただし、最終年に達成した燃油使用量の削減率が15％以上の場合、省エネルギー推進計画（旧名称）における現在使用量に0.85を乗じた使用量を省エネルギー等対策推進計画における現在使用量とすることができるものとする。

（※３）　施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは、全事業参加者が必須で実践し、10％の削減割合を現在使用量に乗じた量を削減見込量として、現在使用量から削減見込量を差し引いた量を目標量として設定することができるものとする。

ただし、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、３年を経過した支援対象者に属する事業参加者が、引き続き、10a当たり燃油使用量の削減を取組目標とした場合は、既に実践済みのため、現在使用量に10％の削減割合を見込むことは出来ないものとする。併せて、同取組目標において、事業参加者の削減率（実績値）が10％未満の場合は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践を徹底し、省エネルギー等対策推進計画における目標値に未達分を反映させることとする。

なお、いずれの取組目標においても、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは必須の取組とし、施設園芸の省エネルギー化に務めるものとする。

（※４）　３．目標達成の取組手段｣における省エネ設備導入計画、省エネ設備・生産性向上設備導入計画、変動抑制取組計画を踏まえて記載し、その算定方法が確認できる書類を添付すること。

（※５）　過去の加温年度における生産量の７中５平均値とし、困難な場合は、直近７カ年で整理可能な加温年度（３年以上）の平均値とする。また、地域において標準的な生産量が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。